

入札時の注意点

【重要】不適法な入札が増えていますので、必ず下記をお読みください。

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記 1 の書面の書式は、B I Tサイトのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当庁の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

◆ その他入札に関してご不明な点は、当庁の執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 7 日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 吉 成 孝 道

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 27 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 10 日 午前 11 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 30 日 午前 10 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 15 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3・3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	633,000 506,400		126,600	12,153	1,736
備考					

物 件 目 録

1 所 在 那須塩原市上厚崎字市野沢道 5 7 6 番地 5

家屋 番号 5 7 6 番 5

種 類 工場

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 1 1 7 . 5 9 平方メートル

(現況)

種 類 工場, 居宅

床 面 積 約 1 2 5 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 15 日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 吉 成 孝 道

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

本件建物の敷地（地番 5 7 6 番 5，地積 2 9 7. 6 9 平方メートル）に関連して、建物収去・土地明渡訴訟における原告勝訴判決が確定している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。

物 件 目 録

1 所 在 那須塩原市上厚崎字市野沢道576番地5

家屋 番号 576番5

種 類 工場

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床 面 積 117.59平方メートル

(現況)

種 類 工場, 居宅

床 面 積 約125平方メートル

令和 7年(ヌ)第 20号
令和 7年11月28日受理
令和 8年 1月 26日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所大田原支部

執行官 深 谷 昌 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 那須塩原市上厚崎字市野沢道576番地5 |
| | 家屋 番号 | 576番5 |
| | 種 類 | 工場 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 117.59平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	栃木県那須塩原市上厚崎576番地5			
建物	物件1			
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：工場・居宅 ☒ 床面積：約125㎡			
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を工場・居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項	下屋（鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺。定着物。）あり。 下屋の軒先が北側576番7宅地に越境している可能性がある。 物置あり（簡易な構造であるので、定着物と判断した。）。			
執行官保管の 仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
敷地 (目的外土地)	「目的外土地の概況」のとおり			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外土地用〈单独〉)

目的外土地の概況（物件1関係）

所	在	那須塩原市上厚崎字市野沢道	
地	番	5 7 6 番 5	
地	目	☐ 宅地 ☐ 山林 ☐ 雑種地 ☐ 畑 ☐ 田 ☐	
地	積	2 9 7 . 6 9平方メートル	☒ 全部 ☐ 約 平方メートル
所	有	者	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（有限会社レック（申立債権者））
そ の 他 の 事 項			

■関係人(■建物所有者代表者)の陳述／■提示文書(債務名義)の要旨

占有権原		☐ 所有権 ☐ 地上権 ☒ 賃借権（その他の事項参照） ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和2年5月22日	
最初の	契約日	令和2年9月2日	
契約等	期間	令和2年9月2日から ☒ 令和4年9月1日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 令和 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☒ 土地所有者 ☐ その他の者（ ）	
当事者	借主	☒ 建物所有者 ☐ その他の者（ ）	
地代・支払時期等		毎月金4万円（毎月末日限り翌月分支払）	
地代前払		☒ ない ☐ ある（金 万円 分まで）	
敷金・保証金		☒ ない ☐ ある（ ☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円）	
特約等			
地代滞納		☐ ない ☒ ある（令和7年12月24日現在 金108万円）	
契約解除		☐ ない ☒ ある（ ）	
訴訟提起等		☐ ない ☒ ある（ 宇都宮地方裁判所大田原支部 令和7年(ワ)第25号 ☐ 係属中 ☒ 終局（建物収去土地明渡等判決） ）	
その他		借地契約は解除され、建物収去土地明渡等を命じる判決確定のため現在は無権原	
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■南側接面道路は市道上厚崎横1号線（K362。認定幅員5.3～5.4m。現況幅員約5m。）、西側接面道路は上厚崎1012号線（K1020。幅員6m。）であり、建築基準法42条1項1号に該当する。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 物件1 所有者代表者	物件1は縫製工場兼私の自宅となっています。 東側部分には亡父が造った増築部分（物置）があります。増築時期は覚えていませんが、物件1が建って直ぐ位であったかと思います。ですから、外壁等が同じになっていると思います。 物置も、その後に亡父が造りましたが、時期は覚えていません。 物件1の一部に、以前住んでいた居宅から畳等を持ち込んで、居間スペースを作り、応接等に使用できるスペースにしてあります。その周囲は簡単な仕切壁やカーテン等で仕切って、畳も床に置いてある程度です。 目的外土地の南東角には境界杭が入っています。 目的外土地の北側境界は低いコンクリートの擁壁のある辺りです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 物件調査の結果及び関係人の陳述等から前記のとおり認めた。
- 所有者代表者は物件 1 に居住し、居住スペース部分を作っていることから、物件 1 は工場兼居宅であると認めた。

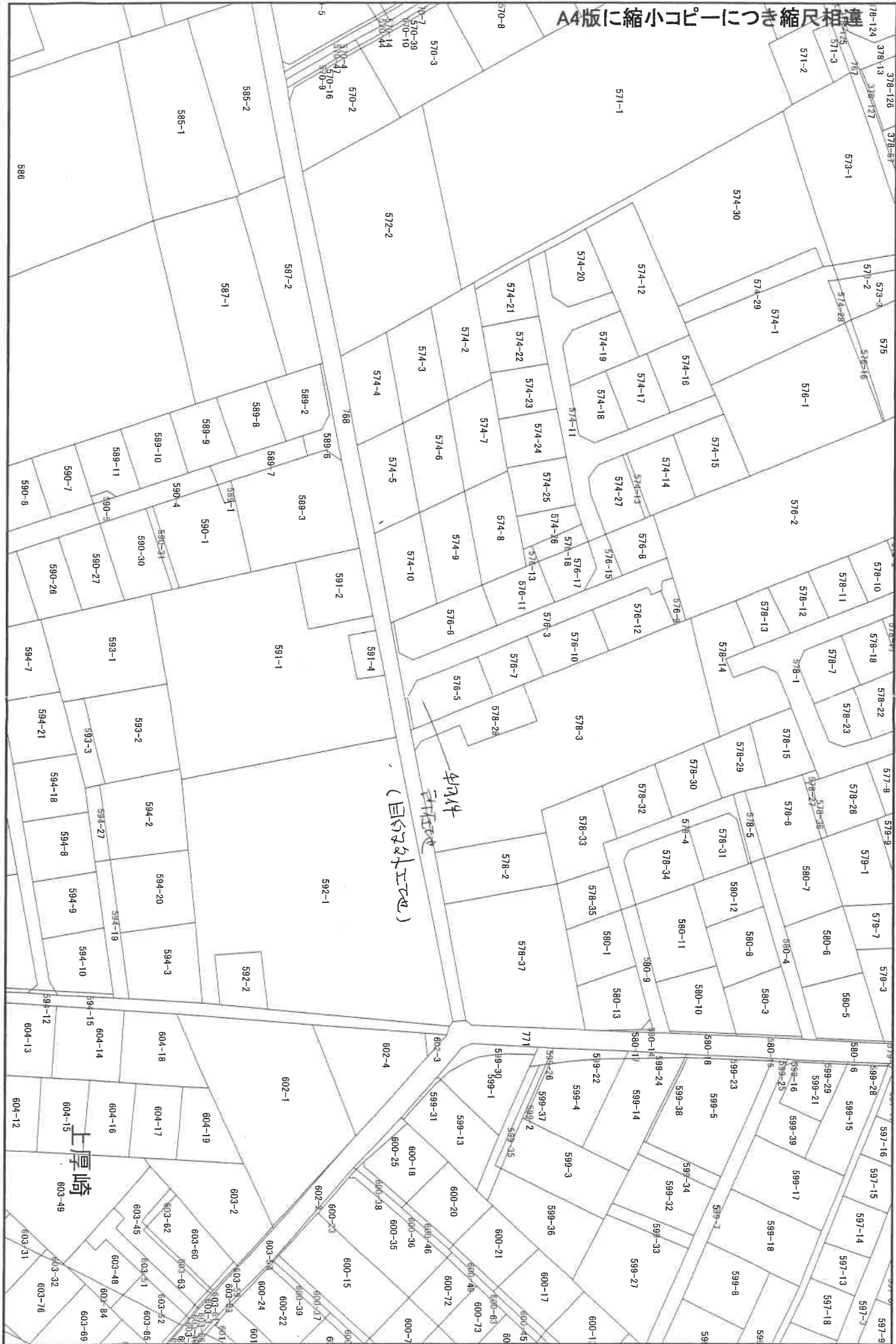
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年12月 4日 (木) 16 : 20 - 16 : 30	物件所在地	物件確認、外観写真撮影、所有者と面談
7年12月 4日 (木) 16 : 55 - 17 : 10	那須塩原市役所西那須野支所	税務課 地番図、間取図調査
7年12月22日 (月) 10 : 00 - 10 : 25	物件所在地	建物内外調査、間取調査、建物内外写真撮影、所有者から事情聴取、評価人同行
7年12月22日 (月) 11 : 00 - 11 : 05	那須塩原市役所	建設部保全管理課 接面道路調査
7年12月23日 (火) 10 : 40 - 10 : 50	宇都宮地方法務局	接面道路登記事項調査
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

那須塩原市現況地番図

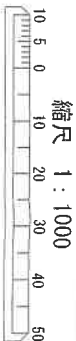
A4版に縮小コピーにつき縮尺相違



(8 枚目)



この図面は実測して作成したものではありません。



固定資産税
賦課資料

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番
区域見出
上厚崎

請 求 部 分	所 在	那須塩原市上厚崎字市野沢道				地 番	576番5			
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅸ	分 類	地図に準ずる図面		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和39年3月				備 付 年 月 日 (原図)	昭和50年9月1日		補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局大田原支局管轄)

令和7年9月8日

前橋地方法務局

整理番号：H18875-1

登記官

(1/2)

(9枚目)

マ 599-31
ワ 599-37
カ 600-18
コ 600-25
ク 594-12
レ 594-15
ソ 573-1
ツ 578-17
ネ 574-30
ナ 594-29

登記年月日：昭和60年7月11日

1047876



平成17年1月1日那須塩原市に変更	576-5	前	地積測量図
地番	576-5		
土地の所在	黒磯市上原町字中野沢道		

576
~3

576-3



求		積		表	
底辺	高さ	底辺	高さ	底辺	高さ
57.6	1.2	57.6	1.2	57.6	1.2
20.10	9.07	20.10	9.07	20.10	9.07
	1/2		1/2		1/2

111
576-5
物件計画図
(目的外使用)

576-28

筆界点 1.2 コンクリート杭

⑤H60年7月11日登記

作製者

土地

60年7月11日(作製)

申請人

縮尺

1/250

(栃木県土地家屋調査士会館)

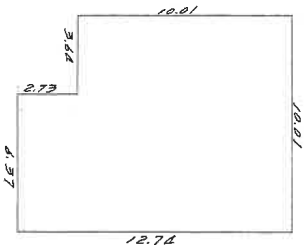
登記年月日：昭和61年1月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(宇都宮地方裁判所大田原支部管轄)
令和7年9月8日
前橋地方裁判所
登記官

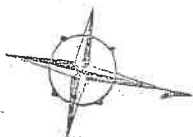
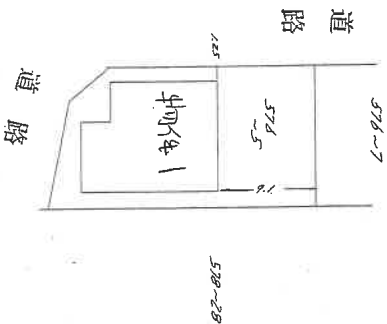
3003274
各階平面図

家屋番号	576-5
建物の所在	黒磯市上厚崎字市野沢道576番地51

平成17年1月1日那須塩原市に変更



求積	3.64	*	10.01	=	36.4364
	6.37	*	12.74	=	81.1538
			計		117.5902
			床面積		117.59 m ²



昭和61年1月6日登記

作製者

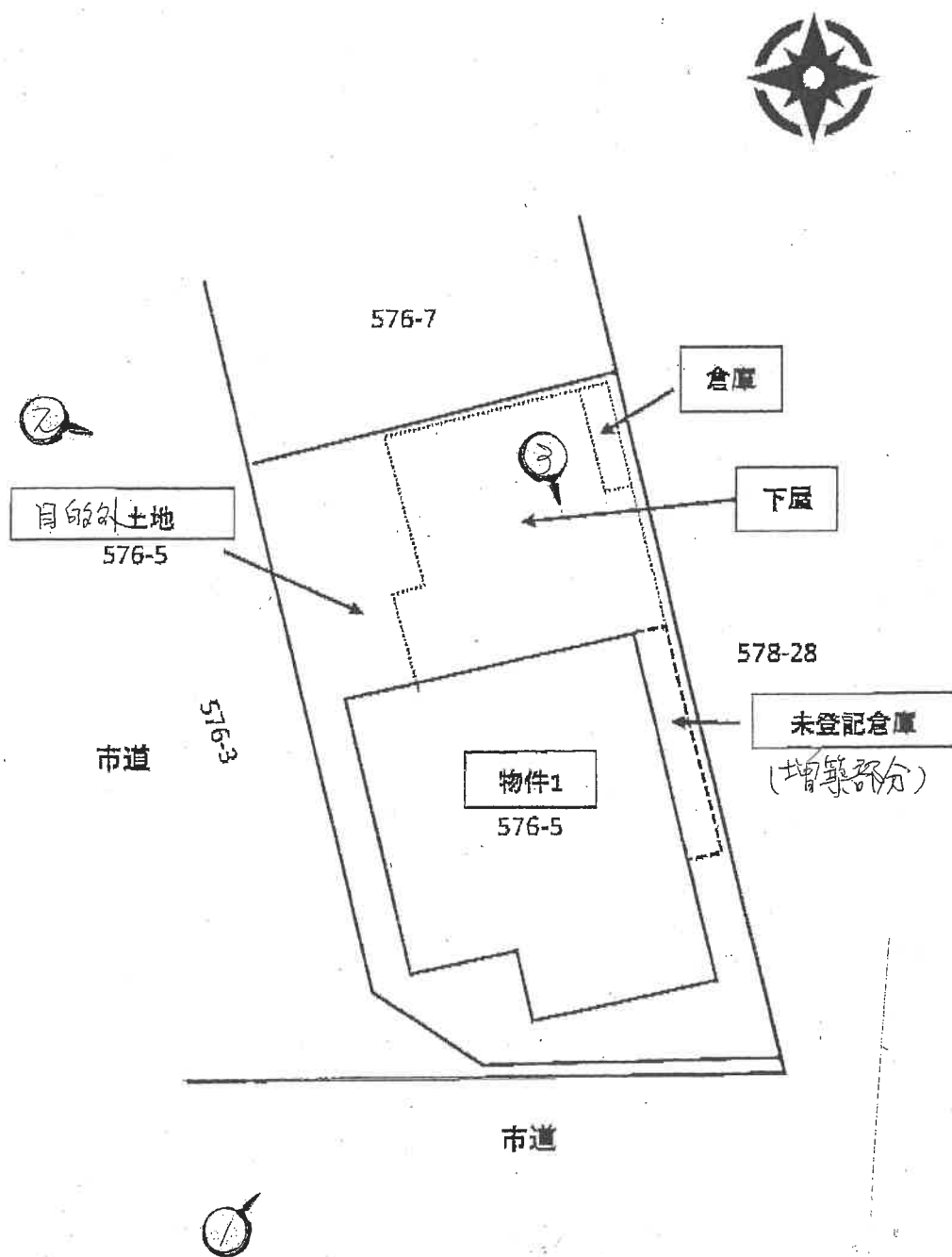
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

土地建物位置関係図

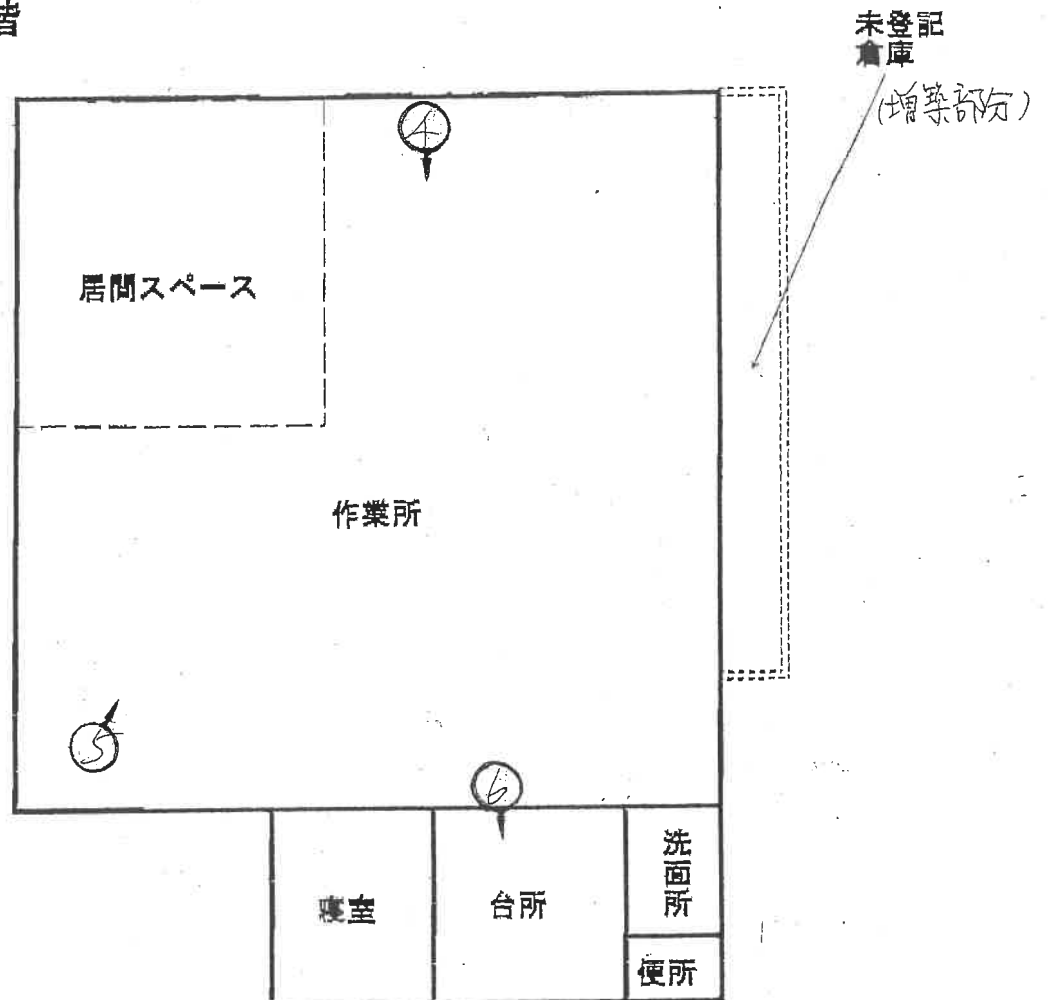


※ 〆は凡の写真撮影位置、方向を示す

※ 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。

間 取 図

1階



※ ④は大凡の写真撮影位置、方向を示す

※ 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。



1

物件 1



2

物件 1



3

未登記
増築部分

物件 1

(15枚目)



4



5

居間
スペース



6

(16枚目)

令和 7年（ヌ）第 20号
令和 7年11月11日 受 命
令和 7年12月22日 現地調査
令和 7年12月29日 評 価
令和 8年 1月 5日 提 出

宇都宮地方裁判所大田原支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
吉 澤 光 彦

第1 評価額

番号	評 価 額
物件 1	金 633,000円

上記価格は敷地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	那須塩原市上厚崎字市野沢道 5 7 6 番地 5 5 7 6 番 5 工場 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1階117.59m ²	特記事項の通り 工場、居宅 1階約125m ²
特記事項			
建物の現況床面積は、約125m²（未登記増築部分がある）。 建物北側に下屋があるが、軒先が北側隣地に越境している可能性がある。 北東端付近に物置があるが、簡易な構造であるため定着物と判断した。 【件外土地（576番5）の登記状況】 地目：宅地 地積：297.69m² 所有者：有限会社レック（申立債権者）			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（件外敷地1）

位 置 ・ 交 通	JR宇都宮線「黒磯」駅南西方 道路距離約2.9km	
付 近 の 状 況	当地域は市街地中心部付近にあり、幹線道路背後に、戸建住宅が多く見られる住宅地域である。 地域要因の変動要因は特段見られず、現況のまま推移すると思料される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 指定 60% 指定 200% 無し-但し建築基準法第22条区域
画 地 条 件	地積 : 297.69m² 間口 : 約20.0m 奥行 : 約13.0m 形状 : ほぼ長方形 地勢 : 平坦 高低差: 接面道路と等高 接面道路との関係: 角地	
接面道路の状況	西約6.0m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路に該当) 南約5.0m舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路に該当)	
土地の利用状況等	地番576番5のうち全部を物件1の敷地として利用している。 土地所有者との間に、建物所有目的の土地賃貸借契約は以下の通り。 占有権限: 賃借権 占有開始時期: 令和2年5月22日 契約日: 令和2年9月2日 期間: 令和2年9月2日～令和4年9月1日（2年間） 地代: 月あたり40,000円 敷金等: 無し 提訴提起等: 建物収去土地明渡等判決が確定している。	
供給処理施設	上水道: あり ガス配管: なし 下水道: あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	関係官公署及び現地調査の結果、本件土地を含む周辺において土壌汚染対策法第5条の特定有害物質に汚染されている区域は見受けられない。
特 記 事 項	周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度については、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希望者において判断する必要がある。

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和61年 1月 5日新築 経過年数 40年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構造 木造平家建 屋根 亜鉛メッキ鋼板葺 外壁 サイディング 内壁 化粧合板等 天井 化粧合板等 床 フローリング等 設備 電気・水道
床面積（現況）	1階 約125㎡ 計 約125㎡ 公簿と異なり、東側の増築部分を含む。
現況用途等	階層 地上1階建て 現況用途 工場、居宅 もともとは縫製工場であったが、現況は居間スペースを作り、寝泊まりもしている。 間取り 建物間取図参照
品 等	非常に劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が、工場兼居宅として占有している。
特記事項	外壁材は全体として経年及び維持管理の状態による劣化や損耗、汚れが各所に見られる。 内装材は全体として経年及び維持管理の状態による劣化や損耗、汚れが各所に見られる。 給排水設備は、トイレ、台所がある。浴室は無い。 冷暖房設備は、ルームエアコンがある。 工場の一部を改造して、居間スペースを作っている。簡易な仕切り壁やカーテンで仕切っており、持ち込んだ畳を敷いている。 旧事務室部屋を寝室として利用している。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（建物）

建物は、経済的耐用年数が満了に近いと判断されることから、当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した上標準的な建築費に比準して求め、これに現価率を乗じて建物価格を判定した。

再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ
158,000	125.00		0.05	988,000

ア 再調達原価 : 158,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 125㎡

ウ 現 価 率 : 現況より5%とした。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、建物については場所的利益の価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

イ 土地利用権等割合：土地利用権を場所的利益と判定し、その割合を5%と査定した。

件外敷地

土地 符号	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	共有持 分割合 オ	土地利用権 等割合 カ	土地利用権 価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ× カ
1	15,200	1.05	297.69	0.60		場所的利益 0.05	143,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 那須塩原(県)-4

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $16,300\text{円}/\text{㎡} \times 99.7/100 \times 100/100 \times 100/107 = 15,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：補正 +7

イ 個別格差：角地+5

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	988,000	+143,000	1.00	0.80	0.70	633,000
一括価格（合計）						633,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：建物のみによる市場性の減退を考慮

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 那須塩原(県)-4

所 在：那須塩原市上厚崎字市野沢道608番20
地 目：宅地
価 格：16,300円／m²
位 置：JR宇都宮線「黒磯」駅の北西方 道路距離3.2km
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：265m²
供給処理施設：水道, 下水道
接 面 街 路：北西側 6.5m市道に接面
用途指定等：非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要：中規模の一般住宅が多い郊外の住宅団地

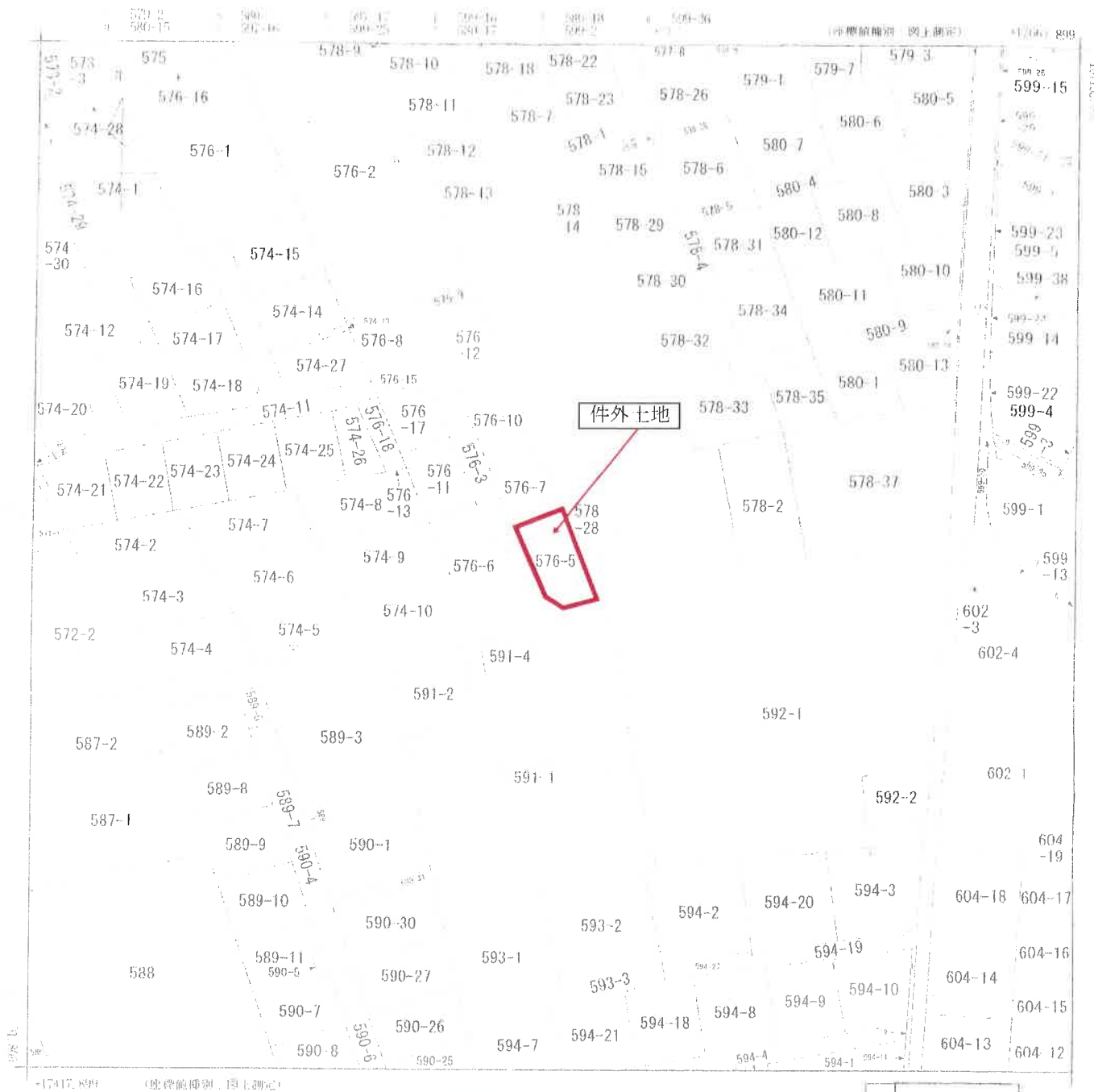
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し（目的外土地）
- 3 建物図面写し・各階平面図
- 4 建物間取図
- 5 土地建物位置関係図

以 上



出所：地理院地図GSI Maps



注：地籍に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられている場合、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
 国土交通省国土地理院が公表した座標補正データ（townlatlatheiyonoki2014）に基づいて補正されています。

地番区域見出し
 上厚崎

請求部	所在地	那須塩原市上厚崎字市野沢道				地番	576番5		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系又は 番号記号	区分	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
A3→A4に縮写コピーにつき縮尺相違									
作成年月日	昭和39年3月			補付年月日 (原図)	昭和50年9月1日		補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（宇都宮地方法務局大田原支局管轄）

令和7年9月8日

前橋地方法務局

整理番号 H18875-1

登記官

(1/2)

登記年月日：昭和61年1月6日

3003274

各階平面図

建築物図面
各階平面図

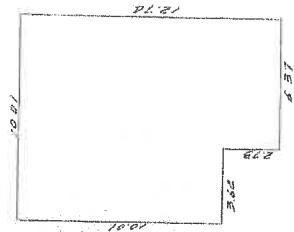
家屋番号

576~5

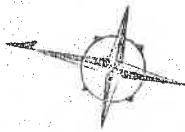
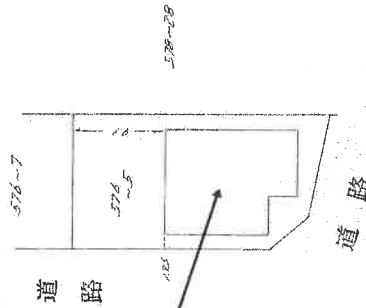
建築物の所在

黒磯市上厚崎字市野沢道576番地5

平成17年1月1日那須塩原市に変更



物件番号1



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

⑤H6/年1月6日登記

(栃木県土地家屋調査士会用紙)

A3→A4に縮写コピーにつき縮尺相違

これは図面に記載されている内容を確認した書面である。

(宇都宮地方広務局+印図文向書)

令和7年0月0日

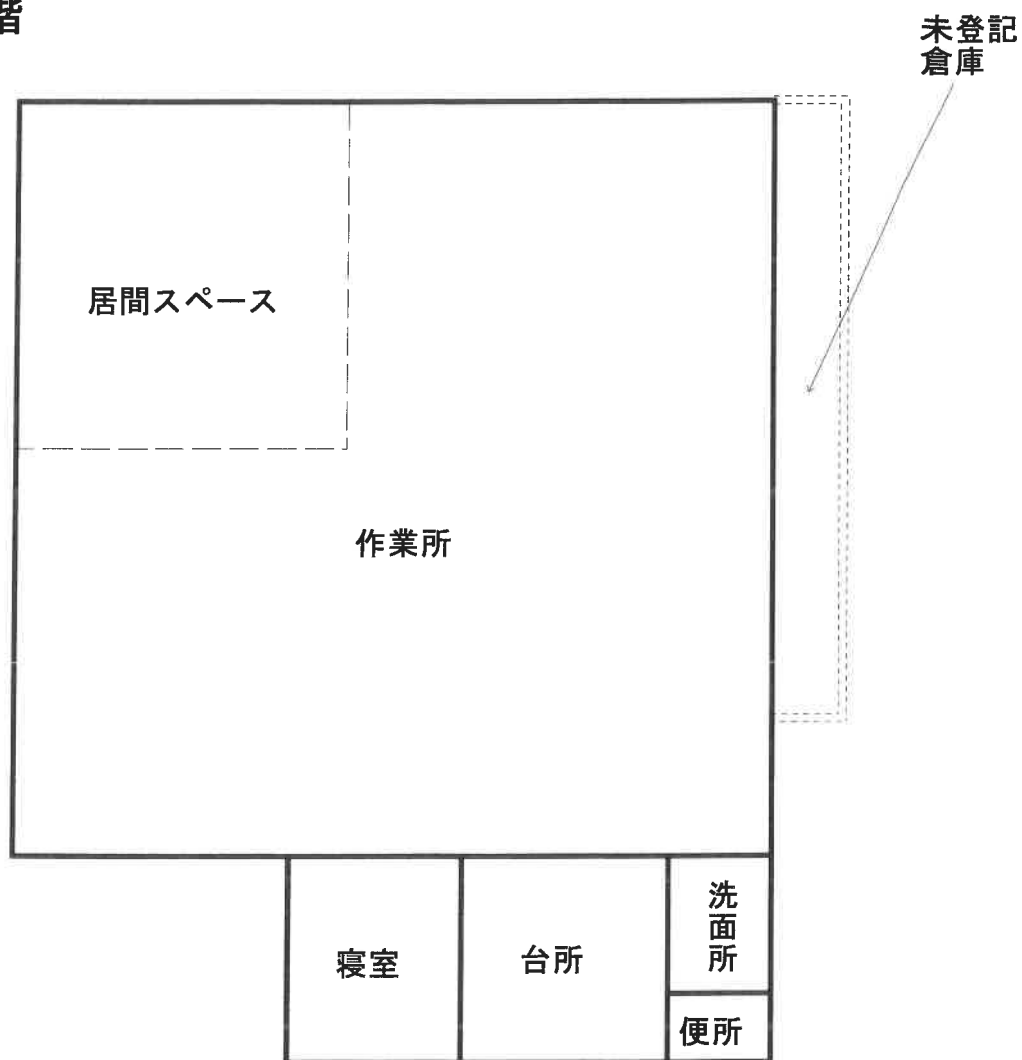
前橋地方広務局

登記官

111

間取図

1階



※ この図面は概略を示すものであり、実際の位置・寸法とは異なることがあります。

土地建物位置関係図

※ 本図は概略の参考図であり正確な形状、面積等を表すものではない。

